（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（次項において「新監査証明府令」という。）第一条第十一号の二の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を連結財務諸表提出会社が新連結財務諸表規則第九十三条の規定により最初に作成する場合に適用する。

2　前項の場合において、新監査証明府令第一条第四号及び第八号の規定の適用については、同条第四号及び第八号中「法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書」とあるのは、「法第五条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は四半期報告書（第一・四半期報告書に限る。）」とする。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合に適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九十三条の規定により作成する場合には、第九条の規定による改正前の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（次項において「旧内部統制府令」という。）第十八条及び第二十一条の規定を適用することができる。

3　附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度において、旧内部統制府令第十八条及び第二十一条の規定を継続して適用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第十三号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第七項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項第三号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附　則

この命令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

省令

○法務省令第四十五号

農地法による不動産登記に関する政令（昭和二十八年政令第百七十三号）第十五条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

法務大臣　千葉　景子

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下この章」を「次条」に、「第一条第一号」を「第二条」に改める。

第二条の見出しを「（一の嘱託情報によってすることができる代位登記）」に改め、同条中「令第一条第二号及び第三号、第八条各号、第十条、第十二条第一項並びに第十三条第一項各号」を「令第七条各号」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

この省令は、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

○法務省令第四十六号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

法務大臣　千葉　景子

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四十六号中「規定する」を「定める」に改める。

第十三条第二項第十号中「（会社以外の法人との合併後株式会社が存続する合併を含む。）」を削る。

第十四条第一項第一号ロ及び第二号ロ、第十七条第一項第二号ロ及び第三号ロ、第三十五条第一項第二号及び第三号、第三十七条第一項第二号から第四号までの規定、第三十九条第一項第二号及び第三号、第四十三条第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第四十四条第一項第一号ロ中「規定する」を「定める」に改める。

第四十五条第一項各号中「より」を「従い」に改める。

第五十二条第一項第一号及び第二号中「より」を「従い」に改め、同項第三号中「方法」の下に「に従い定まる額」を加える。

第五十六条第一項中「更生会社をいう。以下この条」を「更生会社をいう。以下この項及び第三項」に、「更生計画をいう。以下この条」を「更生計画をいう。以下この項」に改め、同条第二項中「更生計画（」の下に「会社更生法第二条第二項並びに」を加え、「含む」を「いう」に改め、同条第三項中「更生会社（」を「更生会社等（更生会社並びに」に、「含む。以下この条において同じ」を「いう。次項において同じ」に改め、同条第四項中「更生会社」を「更生会社等」に改める。